

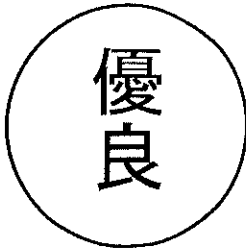
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県佐倉市中志津三丁目37番7号

氏名 株式会社 ムース

代表取締役 北 一平

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 令和6年8月23日

許可の有効年月日 令和13年7月29日

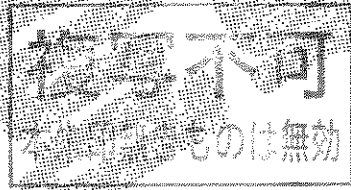
1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること

積替え保管を除く: 燃え殻(*7)、汚泥(*3)(*5)(*7)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*7)、廃アルカリ(*5)(*7)、廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、がれき類(*4)、ばいじん (下水道汚泥の焼却に係るばいじんに限る。)(*7) 以上13種類

(※) 記載品目については、(*1) 自動車等破砕物を除く、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし。

3. 許可の条件 特になし。



4. 許可の更新又は変更の状況

| 許可 (届出) 年月日 | 変更内容 | 許可 (届出) 年月日 | 変更内容 |
|-------------|--------------|-------------|--------------|
| 平成4年7月30日 | 新規許可 | 平成19年7月30日 | 更新許可 |
| 平成12年9月4日 | 変更届 (代表者の変更) | 平成24年8月2日 | 更新許可 |
| 平成14年7月30日 | 変更許可 | 平成25年5月9日 | 変更届 (代表者の変更) |
| 平成14年7月30日 | 更新許可 | 平成29年8月1日 | 更新許可 (優良認定) |
| 平成18年6月23日 | 変更届 (名称の変更) | 令和6年8月23日 | 更新許可 (優良認定) |

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

千葉県環境部環境政策課



40020171

様式第十三号の二 (第十条の十四関係)

4186

許可番号 00851010579

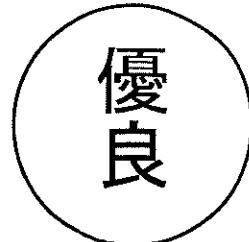
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県佐倉市中志津三丁目37番7号

氏名 株式会社 ソース

代表取締役 北 一平

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

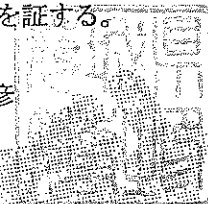


廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の4第1項~~ の許可を受けた者であることを証する。
第14条の5第1項

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 令和 5 年 1 月 30 日

許可の有効年月日 令和 9 年 5 月 21 日



1. 事業の範囲 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)

積替え保管を除く：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（pH2.0以下のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃水銀等、鉍さい（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃石綿等、ばいじん（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）

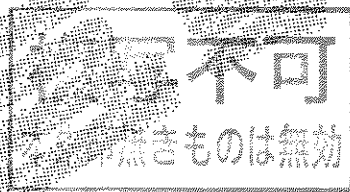
以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。



4. 許可の更新又は変更の状況

| 許可 (届出) 年月日 | 変更内容 | 許可 (届出) 年月日 | 変更内容 |
|------------------|--------------|------------------|----------------|
| 平成 12 年 5 月 22 日 | 新規許可 | 平成 27 年 6 月 22 日 | 更新許可 |
| 平成 18 年 6 月 23 日 | 変更届 (名称の変更) | 平成 31 年 1 月 29 日 | 変更許可 (品目の追加) |
| 平成 21 年 6 月 19 日 | 変更許可 (品目の追加) | 令和 2 年 8 月 6 日 | 更新許可 (優良認定) |
| 平成 22 年 5 月 22 日 | 更新許可 | 令和 4 年 6 月 10 日 | 変更許可 (有害物質の変更) |
| 平成 25 年 5 月 9 日 | 変更届 (代表者の変更) | 令和 5 年 1 月 30 日 | 変更許可 (品目の追加) |

5. 積替え許可の有無

~~有~~・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

| 廃棄物名 有害物質 | 鉍さい | ばいじん | 燃え殻 | 廃油 | 汚泥 | 廃酸 | 廃アルカリ |
|-----------------|-----|------|-----|----|----|----|-------|
| 水銀又はその化合物 | — | — | | | ○ | ○ | ○ |
| カドミウム又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 鉛又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 有機燐化合物 | | | | | ○ | ○ | ○ |
| 六価クロム化合物 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 砒素又はその化合物 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| シアン化合物 | | | | | ○ | ○ | ○ |
| トリクロエチレン | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| テトラクロエチレン | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ジクロロメタン | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 四塩化炭素 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1,2-ジクロロエタン | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1,1-ジクロロエチレン | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1,1,1-トリクロロエタン | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1,1,2-トリクロロエタン | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1,3-ジクロロプロペン | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| チオラム | | | | | ○ | ○ | ○ |
| シマジン | | | | | ○ | ○ | ○ |
| チオベンカルブ | | | | | ○ | ○ | ○ |
| ベンゼン | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| セレン又はその化合物 | — | ○ | — | | ○ | ○ | ○ |
| ダイキシン類 | | ○ | ○ | | — | — | — |
| 1,4-ジキサン | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |